

保険金は相続財産？

相続財産の主なものは不動産、預貯金、株式等です。

その中で、生命保険金については相続財産になるか判断がわかれています。そして、法律上は相続財産ではないが、“みなし相続財産”と言われて税法の上では相続財産と言われています。保険金は被相続人の死亡により発生する偶発的に発生する財産で、元々被相続人が所有していたものではないから相続財産ではないが、税法上は相続財産と“みなす”と言う判断です。そのため、相続放棄をしても生命保険金がもらえるということが起こったり、生命保険金の金額が大きくて相続人間のバランスが壊れるほど多額の保険金が出た場合、特別受益財産とみなしたりして、保険金の取り扱いは色々法律でわりきれない所がありました。

このような中で、令和 7 年 1 月 30 日の最高裁は、交通事故による生命保険金は相続財産だと認めました。

事例は第 1 順位の相続人が相続放棄したため第 2 順位の相続人が保険金を請求した際、保険金請求権は相続財産と認め、第 2 順位の相続人の請求権を認めました。

このような結果が今後どのような結果をもたらすかわかりませんが、①相続放棄した相続人は保険金請求権がないとか②生命保険金は特別受益財産となって、保険金をもらった人の相続分が減るとかといったことが出てくるかもしれません。いずれにしても、今後の保険金請求権の相続性の動きを見ていきたいと思います。